

大分都市圏総合都市交通計画協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「大分都市圏総合都市交通計画協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大分都市圏における総合的な都市交通計画の策定(以下「計画策定」という)に関する調査、研究及びこれに関する連絡、調整を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、学識経験者、国、大分県、大分市、関係団体、その他必要と認めるものにより構成する。

(組織)

第4条 協議会に、「委員会」、「幹事会」、及び「技術運営部会」を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、別表委員会名簿に掲げるものにより構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 5 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 6 委員会は、協議会の決定機関であり、次の事項を所掌する。
 - (1) 計画策定に関する調査・研究の基本方針について決定すること。
 - (2) 計画策定に関する調査・研究について、組織全体を総括し、必要に応じて下部組織から報告を求め又は指示を与えること。
 - (3) その他、計画策定に関する調査・研究について重要事項の決定を行うこと。

(幹事会)

第6条 幹事会は、別表幹事会名簿に掲げるものにより構成する。

- 2 幹事長は、大分県土木建築部都市計画課長があたる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、次の事項を掌握する。
 - (1) 委員会の決定した基本方針に基づき、計画策定に関する調査・研究の企画及び実施方針を決定すること。
 - (2) 必要に応じ技術運営部会から報告を求めまたは指示を与えること。

(技術運営部会)

第7条 技術運営部会は、別表名簿に掲げる大分都市圏渋滞対策協議会の下部組織である大分都市圏交通円滑化総合計画部会員により構成する。

2 技術運営部会長は、大分県土木建築部都市計画課都市計画班総括があたる。

3 技術運営部会長は、委員会及び幹事会の決定した方針に基づき、企画・調整等必要な事項の検討協議及び必要な資料の収集や作成を行う。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、大分県土木建築部都市計画課、大分市都市計画部都市計画課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。